

西宮市立東山台小学校 いじめ防止基本方針

(令和7年4月一部改定)

西宮市立東山台小学校

1 本校の方針

本校は、「『ゆめ』はぐくむ学校 一夢に向かって、主体的に生きる子供の育成」を学校教育目標として、夢と希望を持って、健康で明るく前向きに活動する児童を育成することを目指している。

全ての子供たちが、楽しく充実した学校生活を過ごせるよう、子供たちの人権を著しく損なういじめの防止に向け、日常の生徒指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」に沿って早期対応をはかる。

2 基本的な考え方

いじめとは、いじめ防止対策推進法より「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」「いじめは人権侵害であり、人として決して許されるものではない」という認識をすべての教職員が強く持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを許さない学校づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員等で構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知することはもとより、学期に1度のいじめ防止生活アンケートを実施するなどして、いじめを見逃さず、早期発見に努める。

別紙2 チェックリスト・いじめ防止生活アンケート

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、情報の収集と記録、情報の共有をいじめ対応チームで組織的に行ない、いじめの認知や指導方針の決定など、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行なう。また、いじめを認知した段階で市教育委員会へ報告する。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第二十八条第一項より「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」とする。

「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」とは、いじめを受けて、①身体に重大な傷害を負った場合、②心に大きなダメージを受けた場合、③金品等に重大な被害を被った場合などのケースを想定する。

また、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、学校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

学校長が重大事態と判断した場合、直ちに西宮市教育委員会に報告するとともに、学校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームを中心に組織的に調査し、事態の解決に当たるが、事案によっては、西宮市教育委員会に支援とともに、学校問題解決支援チームの派遣を要請する。

5 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとする。なおこの相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることがある。

この要件を満たして解消とするが、学校は解消に至っていない段階では、徹底して被害児童を守り通し、その安全・安心を確保することとする。また、解消を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けていくこととする。

6 その他の事項

信頼される学校づくりを目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、懇談会等の機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や学校運営協議会委員等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、・管理職の強いリーダーシップのもと、組織的にいじめ事案に対応する。

いじめ対応チーム

※構成員は必要に応じて当該関係者で再構成する場合がある。

【校内組織】

生活指導部会
各種部会
1～6年学年部会
特別支援学級
専科

【構成員】校長、教頭、生徒指導担当、
当該学級担任、当該学年、養護教諭

【準構成員】

スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

【活動内容】

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・いじめ認知対応研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認
- ・いじめ認知及び今後の指導方針
- ・要配慮児童への支援方針

【保護者・地域との連携】

P T A
学校運営協議会
西宮市教育委員会
・生徒指導チーム
・学校問題解決支援
チーム
塩瀬中学校
北地区各小学校
兵庫県警西宮少年
サポートセンター

未然防止と早期発見に向けて

■学級指導の充実

- ・学級における規律作り
- ・学級における集団づくり
- ・積極的な授業研究と授業公開

■特別活動の充実

- ・縦割り活動の充実

■教育相談の充実

- ・家庭との緊密な情報共有
- ・個人懇談、学級懇談会の開催
- ・保護者に相談機関等の情報提供
- ・スクールカウンセラーやスクール
ソーシャルワーカーの活用

■人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・規範意識を高める指導
- ・いじめ、情報モラル等の指導の充実
(西宮少年サポートセンターとの連携)

■情報の収集

- ・日常の教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・登校指導による観察
- ・児童・保護者・地域からの情報
- ・いじめ防止生活アンケート等の実施

■情報の共有

- ・報告の徹底
- ・職員会議等での全職員の情報共有
- ・要配慮児童の実態把握と支援
- ・次年度への申し送り事項の徹底

■保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・オープンスクールの実施
- ・地域行事への積極的参加

いじめが起こりやすい・起こっている集団

* 県教委 いじめ対応マニュアル参照
(平成29年8月 改訂版)

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子供がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム等を投げている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子供が残る
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子供

◎ 日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物がふえる
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 学校に行くのをしぶったり、遅刻・欠席が多くなる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ グループ活動の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ☐ 友だちとふざけて遊んでいるというが、表情がさえない
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子供にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 弁当の時一人で食べている
- ☐ 他の子供の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ スポーツクラブや習い事にいくことをいやがったりする
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている子供

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子供に指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子供にきつい言葉を使う
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 悪者扱いされていると思い、乱暴になる
- ☐ 特定の子供にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている

年間指導計画

別紙3

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ防止基本方針の確認	幼稚園等との情報交換 学級づくり	学級学年懇談会
	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成		
5月			家庭訪問 小中学生指導連絡協議会
6月		人権教育地区別研修会	土曜参観 いじめ防・生アンケート
7月		情報モラル教室 (予定)	個人懇談会
8月		いじめ認知対応研修	
9月			人権参観・懇談会
10月		人権教育地区別研修会	
11月			いじめ防・生アンケート
12月			個人懇談会
1月		人権教育地区別研修会 学校評価	
2月		学校評価	授業参観・懇談会 いじめ防・生アンケート 小中学生指導連絡協議会
3月	本年度のまとめ	入学する中学校との 情報交換	

事案発生時
いじめ対応チーム会議の開催

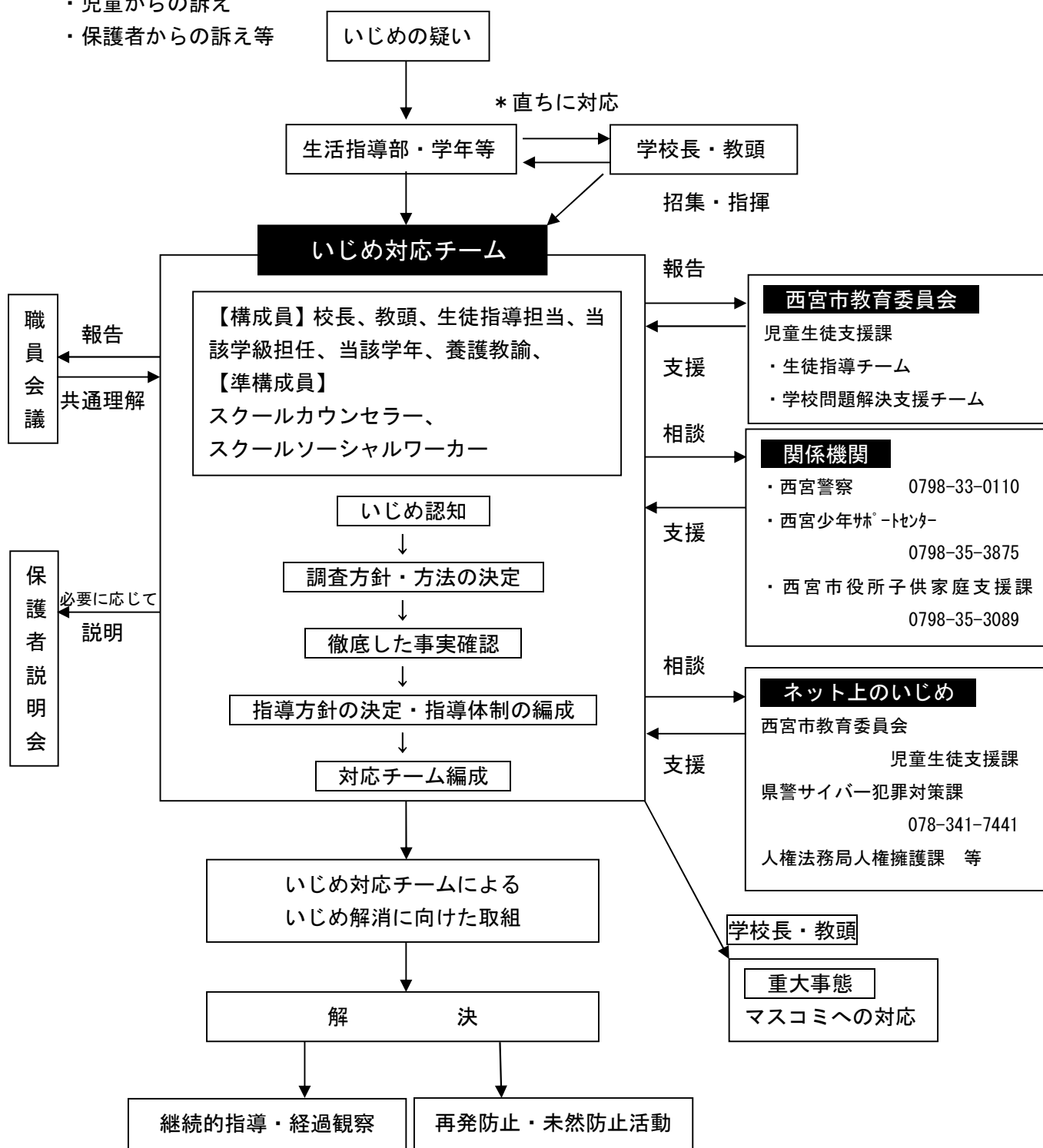
職員会議

- ・ いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- ・ 1ヶ月に1度の部会で、情報共有する。また、職員会議に付随した児童交流会においても配慮を要する児童の様子等の交流を行う。

未然防止や早期発見に向けて

- ・ 入学前に幼稚園、保育所等との情報交換をする。
- ・ 定期の家庭訪問や、保護者懇談会の中で、児童の様子を家庭と共有する。また、必要に応じて、連絡帳や電話で保護者との連携を密にする。
- ・ 職員による登校指導を通して、あいさつの定着等をはかるとともに、児童の様子をつかむ。
- ・ 学級の中での人間関係を把握するいじめ防止生活アンケート等を実施し、学級経営力を高める
- ・ 夏休休業中には、いじめ認知・児童理解を促進するための研修会を実施する。
- ・ 道徳・人権学習について、保護者参観や教職員向け地区別研修会等を通じて児童にかかわる全ての人々の人権意識の向上を図る。

- ・ いじめ防止生活アンケート
- ・ 児童からの訴え
- ・ 保護者からの訴え等



■ 重大事態と学校長が判断した場合は、

- ・ 速やかに西宮市教育委員会、関係機関等に報告する。
- ・ 西宮市教育委員会の支援のもと、学校長が中心となり、学校全体で組織的な対応を行い、迅速に事案解決にあたる。事案によっては、西宮市教育委員会児童生徒支援課学校問題解決支援チームの派遣を要請する。
- ・ 事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配付や保護者説明会を開く。
- ・ マスコミへの対応は、情報の一本化を図る。